



# 龍馬通信

No. 23

2019年11月号

## 霜月 立冬～小雪の頃

収穫を神に感謝する秋祭りが播州一円で繰り広げられました。その締めくくりは播磨の総社（射楯兵主神社）の霜月大祭。毎年11月15日に挙行される。例年参拝しているが、5年ほど前までは本殿に床暖房がなくてとても寒い中での参拝であった。

暦の上ではもう「冬」。北国は厳しい季節を迎える。立冬の頃になると、新酒も出揃って日本酒の季節。日向爛、熱爛、人肌爛、あなたはどの温かさがお好みですか。

ビールは喉越しの良さが決め手ですが、日本酒は舌の上で転がすのが本流の飲み方。日本酒の匂いを嫌う人がいるが、盃で飲む時に空気を一緒に飲み込むからダメなのであり、飲む間際は息をつめて飲むのがコツなのです。最初は飲みにくいですが、盃を一杯、二杯、と重ねるうちに滑らかな飲み口になり、体の芯からほこほことぬくもりがわいてくるのです。酒の肴はできれば日本料理がベストマッチング。湯豆腐など寒い夜にはもってこいだ。我が家では豆腐半丁ほどの絹ごし豆腐を四つ切りにして少々野菜を煮込む。たれは市販のポン酢に高知特産の柚酢を少々。柚酢とは文字通りに柚子のお酢で独特の香気と酸味がたれを引き立てる。焼き魚やその他の鍋にもよく合うお酢だ。日本酒は何といってもお銚子にお猪口で飲むのが最適だ。ぐい飲み用でも良いのだが、体のためにはお猪口が良い。ぐい飲みといえば高知の酒席での余興に「べく盃」というのがある。この盃、形もいろいろあるが、要は底に穴が開いていたりして、注がれたらその穴を押さえて一気に飲まねばならぬ。底がいびつな形でまずテーブルの上に置くことはできない。最初にサイコロを振って飲む人とべく盃の種類を決める。天狗が当たると大変だ。鼻が7～8cm程下へ伸びていて酒の量が増える。それを交互に繰り返していくのだから、相当な酒豪でなければ間に合わない。酒の国、土佐の高知らしい遊びではある。

きっぱりとした冬の季節。栄養にとんだ美味しい料理を食べ、楽しく元気に過ごしたいと思う。さて今夜の肴は何にしようか…。

※立冬 11月8日頃。

※小雪 11月22日頃。

## 随筆 『龍馬と私』 ～ 龍馬生誕 ② ～

「りょうま」の名は「龍馬」が正しい。竜馬が一般化しているのは司馬遼太郎の「竜馬がゆく」が影響している。「りゅうま」と呼ぶのも誤り。龍馬自身が手紙の最後に「りよふ」と署名している。

生まれた時、背中に黒く長い毛がたくさん生えていてちょうど馬のたてがみのようであったので「龍馬」と名付けたと言われている。

前号でも母親が龍馬12歳の時に亡くなり、その後、4歳上の乙女姉が母親代わりとして龍馬を育てたとい



うことを書いたが、おそらく龍馬の一途な生き方や性格までこの姉に感化されたものだと思う。

乙女は龍馬を「愛撫して倦まず、怯を矯め、勇を励まし、その性情を一変せしめ」(千頭清臣<sup>ちかみきよおみ</sup>「坂本龍馬」)母役を見事に果たしたとされる。龍馬も生涯、姉乙女を敬慕し、やたらと擬声語を使う、微笑ましい手紙を数多く送っている。維新の英傑、坂本龍馬は大きな家族愛に育まれ、やがて土佐を離れて偉業達成へと雄飛していく。

## 弟よ

一つ違いの弟が逝って11年。

自動車教習所の教官を20年勤め現役のまま、享年59歳。

一周忌の法事の席で息子から死の直前のエピソードを聞いた。

はっきりと死期が迫るなか、若い頃は結構心配をかけたことがある息子は真剣な面持ちで弟に聞いた。

「おやじ、俺、本当におやじの息子でよかったのかなあ」。

それに答えて弟は「最高だよー」とか細い声で言いながら黒く細くなった親指を立てて微笑んだという。

それは弟の何かいいことに会った時の口癖でもあった。そして死の数時間前までしきりに「指差し呼称」していたという。

すい臓がんの告知から3年、弟は必死で生きた。

絶望の淵で萎えてしまいそうな生への執着、忍び寄る死への恐怖と闘いながら、ただ最後まで仕事をするという一念で明日という日を重ね続けた。

軟派と硬派、少し勉強が出来た私と悪びっていたお前。

大学へ進んだ私とバイクを乗り回していたお前。

ケンカばかりしていたけれど、人生の後半は一番気の合う兄弟として、少し張り合っていたりもした。

夢だった「人にもものを教える先生になる」ことも弟が一步早かった。そう、お前の逆転勝ちだよ。

心にぽっかり空いた穴は今も空いたままだ。3年を生き抜き、最後まで仕事に命を掛けたお前を誇りに思う。来世ではまた兄弟になろう。

今度は俺が弟になってもいい。「兄貴、俺、本当に兄貴の弟でよかったのかなあ」もし今、お前が聞いたなら、俺は即座にこう言うよ。

「最高だよー」そう、右手の親指を立てながら。

平成23年11月9日作 産経新聞に投稿



## 日本年金機構の総合調査について

全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険被保険者の総合調査が実施されています。厚生労働省からの通達で被保険者1人2人といった零細な法人(厚生年金適用事業所)でも実施するよう指示されています。今まで総合調査がなかった会社でも今回は実施される可能性があるので注意してください。

《要点》

- ① 被保険者として適用しなければならないのに適用されていないものの有無
  - ② 雇用開始の日と資格取得日が一致していること
  - ③ 月額変更届など諸手続きが行われていること
  - ④ 賞与支払届が提出されていること
  - ⑤ その他、決定通知書など年金事務所からの書類等が保存されていること
- なお、総合調査についての相談は当事務所までご連絡ください。

